

神奈川県におけるたばこ対策について  
 (神奈川県力まるごと活用事業～高校生への喫煙防止教育)

1 事業の目的

未成年者の喫煙防止対策を一層充実するため、健康に深刻な影響を与えるたばこについて、高校生が適切な意思決定や行動ができるよう、保健福祉事務所長等が講師となって、県立高等学校における喫煙防止教育を推進する。

2 事業の内容

(1) 講師

保健福祉事務所長及び保健福祉局に勤務する医師等

(2) 講演内容

ア 喫煙及び受動喫煙が及ぼす健康への悪影響について

(ア) 喫煙及び受動喫煙と疾病等との関係

(イ) 喫煙開始年齢と疾病等との関係

イ たばこをめぐる世界及び日本の動向

ウ その他

(3) 実施時間

原則として 50 分程度

(4) 実施場面

特別活動、教科指導（保健学習）等を問わず、できる限り多くの生徒が受講できる場面

3 事業目標

平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間で、全県立高等学校（平成 21 年 4 月 1 日現在 146 校）で原則各 1 回以上実施する。（平成 22 年度実施目標 60 校）

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
実施（予定）校数	25 校	(60 校)	(61 校)	(146 校)
受講者数	7,090 人	-	-	-

※ 平成 22 年度（4 月～1 月）実績

5 6 校 約 17,000 人（1 月末現在）